

2024年4月8日

各 位

会社名 株式会社ユーグレナ  
代表者名 代表取締役社長 出雲 充  
(コード番号:2931)  
問合せ先 取締役代表執行役員 若原 智広  
Co-CEO 兼 CFiO  
(TEL.03-3454-4907)

### 事前交付型譲渡制限付株式報酬及び事前交付型業績条件付株式報酬としての 新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、事前交付型譲渡制限付株式報酬及び事前交付型業績条件付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株式発行」といい、本新株式発行により発行される当社普通株式を以下「本新株式」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	2024年4月25日
(2) 発 行 新 株 式 数	普通株式 1,397,744 株
(3) 発 行 価 額	1株につき533円
(4) 発 行 価 額 の 総 額	744,997,552円
(5) 募集又は割当方法	<1年譲渡制限株式報酬> 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 2名 131,331株 <3年譲渡制限株式報酬> 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 2名 187,616株 当社の上席執行役員 1名 46,904株 <業績条件付株式報酬> 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3名 844,276株 当社の上席執行役員 1名 187,617株
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) そ の 他	本新株式発行については、金融商品取引法による臨時報告書を本日提出しております。

## 2. 募集の目的及び理由

当社は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬額について、2020年12月18日開催の第16期定時株主総会において、年額2億円以内（うち社外取締役6千万円以内）とし、そのうち事前交付型譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の額及び事後交付型業績連動型株式報酬制度に基づき支給する金銭報酬債権の額を年額1億円以内（うち社外取締役3千万円以内）とする旨の決議をいただいております。また、当社は2022年3月26日開催の第17期定時株主総会において、事前交付型譲渡制限付株式の譲渡制限期間を取締役の任期期間である1年を基礎とする旨の決議をいただいております（以下、「1年譲渡制限株式報酬」という。）。

また、当社は、2024年3月19日開催の第19期定時株主総会において、当社の取締役である若原智広、植村弘子の2名に対して、今後3年間にわたり当社の業績向上と企業価値増大に向けた職務執行に対する貢献意欲及び士気をより一層高めるとともに、株主の皆さまとの価値共有を進めることを目的として、事前交付型譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の額を1億円以内とする旨の決議をいただいております。また、当社は、上席執行役員に対しても、同様の事前交付型譲渡制限付株式報酬制度を設けております（以下、「3年譲渡制限株式報酬」と総称する。）。

さらに、当社は、2024年3月19日開催の第19期定時株主総会において、当社の取締役である出雲充及び若原智広、植村弘子の3名に対して、今後3年間にわたり当社の企業価値向上及び株主価値向上に向けたインセンティブを付与するとともに、株主の皆さまとの価値共有を進めることを目的として、事前交付型業績条件付株式の付与のために支給する金銭報酬の額を5億円以内とする旨の決議をいただいております。また、当社は、上席執行役員に対しても、同様の事前交付型業績条件付株式報酬制度を設けております（以下、「業績条件付株式報酬」と総称する。）。

今般、当社は、2024年4月8日開催の取締役会決議において、対象となる取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び上席執行役員（以下、「対象取締役等」と総称する。）に対して、上記1年譲渡制限株式報酬、3年譲渡制限株式報酬及び業績条件付株式報酬に基づく新株式の発行を行うことを決議いたしました。

## 3. 割当契約の概要

### ① 譲渡制限期間

割当対象者は、2024年4月25日（以下、「本払込期日」という。）から以下の期日までの間（以下、「本譲渡制限期間」という。）、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他

の処分をすることができないものいたします（以下、「本譲渡制限」という。）。

1年譲渡制限株式報酬： 2025年4月26日

3年譲渡制限株式報酬： 2026年12月期に係る定時株主総会終了時

業績条件付株式報酬： 2026年12月期に係る定時株主総会終了時

② 譲渡制限の解除条件

割当対象者は、本譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社の子会社（以下、当社及び当社の子会社を「当社グループ」と総称する。）の取締役、執行役、執行役員、専門役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点で本株式の全部についての本譲渡制限を解除いたします。

ただし、業績条件付株式報酬に関しては、上記に加えて、下記に定める条件（以下、「本業績条件」と総称する。）をも満たした場合に、以下に定める解除割合に応じて、本譲渡制限期間が満了した時点をもって本割当株式の全部又は一部についての本譲渡制限を解除いたします。

業績条件付株式報酬における業績条件		解除割合
目標 株価	(i)本譲渡制限期間中のいずれかの5連続取引日における、当社の普通株式の東京証券取引所における終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）平均値（1円未満の端数は切り捨てる。）が1,500円を超えたこと。	100%
	(ii)本譲渡制限期間中のいずれかの5連続取引日における、当社の普通株式の東京証券取引所における終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）平均値（1円未満の端数は切り捨てる。）が1,200円を超えたこと。	50% （1株未満の端数は切り捨てる）

③ 本譲渡制限期間中に、割当対象者が任期満了、死亡その他正当な理由により退任した場合の取扱い

(a) 譲渡制限の解除時期

本譲渡制限期間が満了した時点

(b) 譲渡制限の解除対象となる株式数

次の(i)に定める数に、次の(ii)に定める数を乗じた結果得られる数（1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）。

(i)割当対象者の死亡時点又は退任若しくは退職直後の時点において割当対象者が保有する本株式数（ただし、業績条件付株式報酬に関しては、本譲渡制限期間が満了した時点において、②に定める本業績条件をいずれも満たしていない場合にはゼロとし、本業績条

件の(ii)に定める条件のみを満たしている場合には 50%を乗じた数（1株未満の端数は切り捨てる。）とする。）

(ii)本払込期日を含む月から割当対象者の退任又は退職日を含む月までの月数を、1年譲渡制限株式報酬に関しては12で、3年譲渡制限株式報酬及び業績条件付株式報酬に関しては36で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする。）

#### ④ 当社による無償取得

当社は、本譲渡制限期間が満了した時点において、本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得いたします。なお、上記③に基づき、本株式に係る本譲渡制限が解除された場合には、当該解除時点の直後において割当対象者が保有する本譲渡制限が解除されていない本株式の全部について、当然にこれを無償で取得いたします。

#### ⑤ 組織再編等における取扱い

(a)当社は、本譲渡制限期間中に次の各号に掲げる事項が当社の株主総会（ただし、(ii)において当社の株主総会による承認を要さない場合及び(vi)においては、当社の取締役会）で承認された場合（ただし、次の各号に定める日（以下、「組織再編等効力発生日」という。）が本譲渡制限期間の満了時より前に到来するときに限る。）には、当社の取締役会の決議により、当該承認の日（以下、「組織再編等承認日」という。）において割当対象者の保有に係る本株式のうち、次の(b)に基づいて算出される数（以下、「組織再編時解除本株式数」という。）について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本譲渡制限を解除いたします。ただし、組織再編等効力発生日の前営業日が2025年4月1日より前の日であるときは、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本株式の全部について、当然に無償で取得いたします。

(i)当社が消滅会社となる合併契約：合併の効力発生日

(ii)当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画（当社が、会社分割の効力発生日において、当該会社分割により交付を受ける分割対価の全部又は一部を当社の株主に交付し、かつ、割当対象者が、当該会社分割に伴い当社グループの取締役、執行役、執行役員、専門役員又は使用人のいずれの地位からも退任又は退職することが見込まれる場合に限る。）：会社分割の効力発生日

(iii)当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画：株式交換又は株式移転の効力発生日

(iv)株式の併合（当該株式の併合により割当対象者の有する本株式が1株に満たない端数のみとなる場合に限る。）：株式の併合の効力発生日

(v)当社の普通株式に会社法第108条第1項第7号の全部取得条項を付して行う当社の普

通株式の全部の取得：会社法第 171 条第 1 項第 3 号に規定する取得日

(vi) 当社の普通株式を対象とする株式売渡請求（会社法第 179 条第 2 項に定める株式売渡請求を意味する。）：会社法第 179 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する取得日

(b)(a)に規定する「組織再編時解除本株式数」は、次の(i)に定める数に、次の(ii)に定める数を乗じた結果得られる数(1株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。)とする。

(i) 組織再編等承認日における割当対象者の保有に係る本株式の数(ただし、業績条件付株式報酬に関しては、組織再編等承認日において、②に定める本業績条件をいずれも満たしていない場合にはゼロとし、本業績条件の(ii)に定める条件のみを満たしている場合には50%を乗じた数(1株未満の端数は切り捨てる。)とする。)

(ii) 本払込期日を含む月から組織再編等承認日を含む月までの月数を、1年譲渡制限株式報酬に関しては12で、3年譲渡制限株式報酬及び業績条件付株式報酬に関しては36で除した結果得られる数(その数が1を超える場合は、1とする。)

(c)(a)に基づき組織再編時解除本株式数について本譲渡制限が解除される場合には、当社は、組織再編等効力発生日の前営業日が経過した時点において、本譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得いたします。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の払込金額は、恣意性を排除した価格とするため、本新株式発行に係る取締役会決議の前営業日(2024年4月5日)における東京証券取引所が公表した当社普通株式の終値に相当する額である533円としました。

また、本新株式の払込金額は、本新株式発行に係る取締役会決議の前営業日までの直前1か月間の当社普通株式の終値単純平均値である599円に対して10.99%のディスカウント、同直前3か月間の当社普通株式の終値単純平均値である638円に対して16.52%のディスカウント、同直前6か月間の当社普通株式の終値単純平均値である687円に対して22.45%のディスカウントとなる金額です。

本新株式の払込金額は、本新株式発行に係る取締役会決議日直前の市場株価でありますので、合理的で、かつ特に有利な金額に該当しないものと判断しております。

以上